平成２３年（フ）第６７号
大分県中津市大字是則262番地５
債務者　小林　佳憲
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　康利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８２２号
横浜市中区新山下１丁目11番22号　木ノ下アパート101号室
債務者　小野　　学
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　弘康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７６２号
横浜市南区大岡２丁目27番17号　サザンハウス201号
債務者　塩原　作勇
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３９４号
愛知県一宮市大和町妙興寺1119番地１
債務者　若狭　和靖
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６３５号
福岡市中央区唐人町１丁目８番57号
債務者　靏　久仁子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３２号
函館市美原３丁目32番６―205号
債務者　小林　正明
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４８３号
愛知県岡崎市六供町字杉本18番地１
債務者　八田幸子こと　李　　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
愛知県高浜市碧海町４丁目６番地41　ハイツ王江302号
債務者　石川みどり
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
岡山県倉敷市福田町古新田818番地３　セジュール花水木Ａ―101
債務者　大山　高宏
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
埼玉県越谷市七左町４丁目38番地飯澤方、住民票上の住所埼玉県春日部市大枝89番地３
武里団地５街区５棟306号
債務者　秋山　和子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン15―302
債務者　板井　和幸
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
埼玉県秩父市上町１丁目17番６号　峰岸アパート11号
債務者　長島　幹治
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
新潟県長岡市岩田4325番地
債務者　諸橋　友美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
新潟県十日町市子137番地２
債務者　山田　誠一
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
北海道標津郡中標津町西８条北６丁目２番地26
債務者　嵯峨　光治
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第６３号
北海道標津郡中標津町東20条南10丁目36番地イーストハイツＢ103号室、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東20条南10丁目36番地
債務者　遠藤　永司
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部